

2025 年 11 月 18 日

〒107-0062

東京都港区南青山 6 丁目 2-9

MTM Capital 株式会社

代表取締役 嶋田 智樹 様

〒276-0020

千葉県八千代市勝田台北一丁目 11 番 16 号

株式会社地域新聞社

代表取締役 細谷 佳津年

質問状（1）

株式会社地域新聞社（以下「当社」といいます。）は、2025 年 8 月 31 日時点の株主名簿（以下「本株主名簿」といいます。）に記載された一部の株主（以下「本特定株主ら」といいます。）に関し、当社が 2022 年 10 月 24 日開催の取締役会においてその導入を決議し、同年 11 月 24 日開催の当社第 38 期定時株主総会においてご承認いただいた「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本買収防衛策」といいます。）に定める「当該株券等取得者等と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立するあらゆる行為」（いわゆる共同協調行為）に該当する行為が行われている疑いがあると判断しました。そこで、当社は、2025 年 11 月 10 日開催の当社取締役会において、①本特定株主らによる共同協調行為の存否に関する判断に向けた検討を開始することを決議するとともに、②本買収防衛策に関して設置された独立委員会に対して、本特定株主らによる共同協調行為が行われていると認定することの是非について諮問する旨を決議いたしました。

貴社は、当社株式 596,200 株（15.94%）を 2025 年 10 月 20 日に合同会社 YN 企画（以下「YN 企画」といいます。）に対して全て譲渡されているところ、当社取締役会は、YN 企画が、本特定株主らとして当社株式の買集めに関与した疑義を認識しております。つきましては、当社株主が他の株主との間で共同協調行為を行っているか否かを判断するために必要な情報と考える下記の各事項につきまして、**2025 年 11 月 25 日（火）**までに書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。ご回答の際は、貴社代表者の署名・押印のうえ、当社宛に書面でご提出ください。なお、本書面及びご回答内容は、当社が必要に応じて公表することがあり、また、関係官公庁及び捜査機関等に情報提供することがありますので、あらかじめご了承ください。

また、本質問状（1）は分量の都合上、質問部分を 2 通に分けて作成しており、別途送付しております。2025 年 11 月 18 日付け質問状（2）と一体の質問状を構成するものですので、質問状（2）もご確認の上で、上記期限までに併せてご回答くださいますようお願い申し上げます。

記

(1) 貴社及び関連法人・関係者の概要

- ・貴社の沿革、資本構成、出資者の氏名・構成比、資金の貸借関係の有無。
- ・主要な取引先及び顧問・助言者（法務・財務・投資等）。

(2) 貴社及び代表者嶋田智樹氏と YN 企画（代表社員櫻井重彰氏）との関係

- ・過去及び現在における関係（出資関係、資金の貸借関係、役員兼任関係、親族関係、ビジネス上の関係、出身校その他のコミュニティの中における人的関係及び一方の従業員、組合員その他構成員が他方の従業員、組合員その他構成員である又はあったことがあるなどの人的関係を含むが、これに限らない。）

(3) 当社株式の取得経緯

- ・当社株式の取得経緯、取得開始時期、取得目的、取得資金の出所（資金提供者名・調達方法を含む）、取得開始日から本質問状受領日までの間における当社株式の取得または処分の状況。なお、2025 年 10 月 27 日付変更報告書 No.1 によれば、資金提供者は、LULU Capital Management 株式会社（代表取締役嶋田智樹）となっております。当該法人を実質的・究極的に支配する自然人まで遡って資金提供者をご回答ください。

(4) 当社株式に関する意思連絡の有無

- ・第三者との間で、株式取得・議決権行使・提案行為等に関して連絡・協議・合意を行った事実の有無及び該当する事実がある場合、その具体的内容、関与時期及び関係者。
- ・特に、貴社が当社株式を譲渡した YN 企画代表の櫻井重彰氏が代表者を務める①バイオセラミック株式会社（以下「バイオセラミック」といいます。）及び②株式会社情報システム総合研究所（注 1）（以下「情報システム研究所」といいます。）、並びに、下記のとおり同氏の関係者と同じく GFA 株式会社（現 abc 株式会社。商号変更の前後を問わず、以下「GFA」といいます。）に関する取引（注 2）に関与等していることから一定の関係が存在することが合理的に疑われる、③合同会社 Happy horse（以下「Happy horse」といいます。）及び④KING 有限責任事業組合に関しては、これら①から④までの者との間の関係（出資関係、資金の貸借関係、役員兼任関係、親族関係、ビジネス上の関係、出身校その他のコミュニティの中における人的関係及び一方の従業員、組合員その他構成員が他方の従業員、組合員その他構成員である又はあったことがあるなどの人的関係を含むが、これに限らない。）及びこれらの者との間における当社株式の取得・議決権の行使・提案行為等に関する意思連絡の有無及びその詳細についてご回答ください。

(ア) バイオセラミックの唯一の取締役である櫻井重彰氏は、YN 企画の代表と同一人物であるところ、株式会社イメージワン（注 3）による Seacastle Singapore Pte. Ltd 及び GFA に対する 2025 年 8 月 4 日を割当日とする株式及び新株予約権による第三者割当増資に関して、GFA の専務取締役である片田朋希氏から第三者割当増資の引受けについて相談を受けて、バイオセラミックから GFA に対する貸付けを行っていること

(イ) Happy horse の代表社員であった東博文氏が当時 GFA の代表取締役であった片田朋希氏から打診を



受けて、Happy horse は、GFA による 2023 年 8 月 31 日を払込期日とする第三者割当による新株発行を引き受けており、Happy horse は 2024 年 9 月末の GFA の大株主（第 4 位株主、持株割合 2.38%）であること

(ウ) KING 有限責任事業組合の組合員である相良健志氏は、Happy horse の事務上の連絡先及び担当者であり、同氏の住所が Happy horse の本店所在地になっていること

(エ) KING 有限責任事業組合の組合員である相良健志氏と情報システム総合研究所の取締役である菊本博之氏（注 4）が組合員であったサステナブル有限責任事業組合（注 5）（以下「サステナブル」といいます。）は、①GFA に対して 2022 年 4 月 28 日に 1 億円の貸付けを行っており、同年 3 月 31 日現在で GFA の第 2 位株主（持株割合 4.29%）であったこと、②GFA の現・代表取締役社長である松田元氏がかつて代表取締役社長を務め（2018 年 7 月～2020 年 4 月）、現在 GFA の取締役を務める杉浦元氏が 2022 年 8 月から現在まで代表取締役社長を務めている他、2025 年 9 月から GFA の現・専務取締役である片田朋希氏が社外取締役を務める株式会社オーケーウェイブ（旧社名・オウケイウェイブ；以下、「オウケイウェイブ」という。同社の 2025 年 6 月末現在の第 2 位株主は GFA（持株割合 5.31%）、第 9 位株主は杉浦元氏（同 1.65%））（注 6）につき、2022 年 6 月末現在（第 1 位株主、持株割合 3.86%）から大株主であり、その後も確認できる限り 2023 年 12 月 31 日現在まで一貫して大株主（第 3 位株主、持株割合 2.24%）であったこと、③現在 GFA の取締役を務める杉浦元氏が 2022 年 3 月から 2023 年 5 月まで社外取締役を務めていた株式会社エスポアにつき、2022 年 2 月末現在（第 4 位株主、持株割合 5.98%）から大株主であり、その後も確認できる限り 2024 年 2 月末現在まで一貫して大株主（第 5 位株主、持株割合 5.34%）であったこと、④2022 年 3 月 18 日に、景祥針織有限公司（所在地：New Territories, Hong Kong、Director：施景祥（Shin King Cheung））から、GFA の新株予約権 7,652 個（新株予約権 1 個当たりの株式数 100 株）を 189 万 7,696 円で譲り受けていること

注 1) なお、情報システム総合研究所の取締役である湯川洋児氏は、株式会社ナレッジキャピタル（以下、「ナレッジキャピタル」という。）の代表取締役であるところ、証券取引等監視委員会は、ナレッジキャピタルを検査した結果、金融商品取引契約の締結又は勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為を行い、金融商品取引法 63 条 4 項に基づき同社を金融商品取引業者とみなして適用する同法 38 条 1 号に該当するとの法令違反の事実が認められたため、検査結果をナレッジキャピタルに通知するとともに、金融庁長官に対して、適切な措置を講じるための情報提供を行っています（2012 年 10 月 16 日付け「株式会社ナレッジキャピタルに対する検査結果について」（https://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2012/2012/20121016-1.html）参照）。

注 2) なお、①GFA の片田朋希・現専務取締役が 2024 年 12 月 31 日現在でピクセルカンパニーズ株式会社（以下、「ピクセルカンパニーズ」という。）の大株主に登場（第 6 位株主、持株割合 0.971%）して



いること、②GFAの松田元・現代表取締役社長がピクセルカンパニーズの社外取締役であり、GFAの片田朋希・現専務取締役がピクセルカンパニーズの元社外取締役であること、③ピクセルカンパニーズとGFAは2024年12月6日にAI特化型データセンター事業の構築を目指す基本合意契約を締結していること、④GFAは、2024年12月24日付けで、株式会社Your Turnから、ピクセルカンパニーズの新株予約権37,000個を1,709万4,000円で譲り受けていること等から、GFAとピクセルカンパニーズとの間には資本関係、人的関係及び取引関係が認められるところ、ピクセルカンパニーズは、2025年4月25日に同社の連結子会社が同社の元代表取締役の吉田弘明氏（以下、「吉田氏」という。）に対して実質的に貸し付けていたことや吉田氏の借入金をピクセルカンパニーズが連帯保証していたことを有価証券報告書に記載しなかったこと等を理由に金融庁から課徴金納付命令を受けています（2025年4月25日付け「ピクセルカンパニーズ（株）における有価証券報告書等の虚偽記載等に対する課徴金納付命令の決定について」（<https://www.fsa.go.jp/news/r6/shouken/20250425-2.html>）及びピクセルカンパニーズの2024年11月13日付け「（開示事項の経過）特別調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」（<https://pixel-cz.co.jp/wp-content/uploads/2024/11/%E9%96%8B%E7%A4%BA%E4%BA%8B%E9%A0%85%E3%81%AE%E7%B5%8C%E9%81%8E%E7%89%B9%E5%88%A5%E8%AA%BF%E6%9F%BB%E5%A7%94%E5%93%A1%E4%BC%9A%E3%81%AE%E8%AA%BF%E6%9F%BB%E5%A0%B1%E5%91%8A%E6%9B%B8%E5%8F%97%E9%A0%98%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E3%81%8A%E7%9F%A5%E3%82%89%E3%81%9B.pdf>）参照）。

注3) 同社は、2025年5月30日付けで、GFAとの間で業務提携契約に関する基本合意書を締結したことを公表しています。

注4) なお、菊本博之氏は、ファーストメイク・リミテッド株式会社（以下、「ファーストメイク・リミテッド」という。）の監査役（代表取締役は前一明氏）であるところ、ファーストメイク・リミテッドは、①金融商品仲介業として行った既発行株式に係る勧誘行為が、金融商品仲介業以外の業務（アドバイザリー業務）で取得した法人関係情報を利用して行ったものであって、法人関係情報の管理にも不備があるとして、金融商品取引法（以下、「金商法」という。）66条の14第1号ニ、金商法40条2号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令123条1項5号、金商法66条の15が準用する同法40条2号に基づく同府令281条3号にそれぞれ該当したとして、②また、その代表者である前一明氏が、併せて、株式会社オプトロムによる有価証券届出書の虚偽記載への加担（増資引受先紹介者としての名義貸し＝真の紹介者である株式会社ヴォロンテの名前を伏せるための名義貸しの承諾）につき、金商法51条に該当したとして、2016年3月28日、証券取引等監視委員会の勧告に基づき、関東財務局より13か月間の金融商品仲介業の業務停止命令を受けているところです（2016年3月25日「ファーストメイク・リミテッド株式会社に対する行政処分について」（<https://www.fsa.go.jp/news/27/syouken/20160325-5.html>）及び「証券取引等監視委員会の活動状況（平成28年6月）」219～220頁参照）。

また、菊本博之氏は、北日本紡績株式会社（以下、「北日本紡績」という。）による2021年7月21日付



け「第三者割当による新株式発行並びに新株予約権発行に関するお知らせ」
(<http://ke.kabupro.jp/tsp/20210721/140120210721470080.pdf>)において、令和キャピタル有限責任
事業組合（以下、「令和キャピタル」という。）の出資者として記載されているところ、令和キャピタル
は、GFA の 2021 年 5 月 21 日付け有価証券届出書（<https://disclosure2dl.edinet-fsa.go.jp/searchdocument/pdf/S100LDPI.pdf>）において、新株及び新株予約権の払込みに要する財産
について、株式会社和円商事（以下、「和円商事」という。）からの借入金を原資としている旨が記載さ
れています。

そして、GFA の現・専務取締役である片田朋希氏が株式会社 M&J を通じてフィナンシャル・アドバイザ
ーを務めたミナトホールディングス株式会社（以下、「ミナトホールディングス」という。）が 2016 年
2 月 4 日に行った大規模第三者割当増資の引受人は、合同会社 PTB、和円商事、Brilliance Multi Strategy
Fund、Brilliance Hedge Fund、有限会社 Cyberize（取締役：戸部日登志氏）及び株式会社 Financial
Bridge（代表取締役：中野智之氏）であり、この件では、ファーストメイク・リミテッドが和円商事及
び有限会社 Cyberize をミナトホールディングスに紹介したとされています。

この点、和円商事は、2020 年 10 月 30 日付け『北日本紡績』に続き『ブラコー』乗っ取りを画策する
仕手連合(2)」と題するアクセスジャーナルの記事において、北日本紡績の経営権を奪った後、篠原猛
氏

と共に有限会社フクジュコーポレーションの裏で指
示を出して、ブラコーの経営支配権取得を図ったと報じられています。また、和円商事は、個人 A とみ
なし共同保有者の関係にあったところ、個人 A 及び和円商事は、株式会社三ツ星の株式に係る大量保有
報告書及び変更報告書について法定の期限までに提出せず、虚偽の記載を行ったとして金融庁から課徴
金納付命令の決定を受けております（2024 年 8 月 28 日付け「(株) 三ツ星株式に係る変更報告書の不
提出等に対する課徴金納付命令の決定について」(<https://www.fsa.go.jp/news/r6/shouken/20240828-4.html>) 及び同日付け「(株) 三ツ星株式に係る大量保有報告書等の不提出等に対する課徴金納付命令
の決定について」(<https://www.fsa.go.jp/news/r6/shouken/20240828-3.html>) 参照)。

注 5) なお、サステナブルは、ニューエネルギーマネジメント合同会社（同社の元職務執行者は、KING 有限責
任事業組合の組合員である河上昌浩氏であり、また、同社は前述の令和キャピタルの業務執行組合員で
あった会社でもある。）の職務執行者であった三木佑也氏が元組合員です。

注 6) GFA は、2025 年 5 月 7 日付けで、同社との間で、第三者割当増資による資本業務提携を実施したことを
公表しているほか、同年 10 月 29 日付けで、同社との間で、包括的開発支援委託契約を締結している
ことを公表しています。

（質問状（2）に続く）

以上

差出人 〒276-0020
千葉県八千代市勝田台北一丁目 11 番 16 号
株式会社地域新聞社

代表取締役 細谷佳津年

受取人 〒107-0062
東京都港区南青山 6 丁目 2-9
MTM Capital 株式会社

代表取締役 嶋田 智樹様

この郵便物は令和 7 年 11 月 18 日
第 13270382112 号書留内容証明郵便物
として差し出したことを証明します。
日本郵便株式会社

受付通番：G01911462000100000 号

5/5 頁

郵便認証司

7. 11. 18

東京

7. 11. 18

18-24





2025 年 11 月 18 日

〒107-0062

東京都港区南青山 6 丁目 2-9

MTM Capital 株式会社

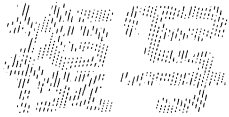
代表取締役 嶋田 智樹 様

〒276-0020

千葉県八千代市勝田台北一丁目 11 番 16 号

株式会社地域新聞社

代表取締役 細谷 佳津年



質問状（2）



本質問状（2）は、当社より貴社宛に別途送付しております 2025 年 11 月 18 日付け質問状（1）の質問部分の続きを記載したものであり、質問状（1）と一体の質問状を構成するものです。質問状（1）と併せてご確認の上で、下記の各事項につきまして、本質問状（1）記載の各質問事項と共に **2025 年 11 月 25 日（火）までに**書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。ご回答の際は、貴社代表者の署名・押印のうえ、当社宛に書面でご提出ください。

なお、本書面及びご回答内容は、当社が必要に応じて公表することがあり、また、関係官公庁及び捜査機関等に情報提供することがありますので、あらかじめご了承ください。



記

（質問状（1）の質問事項の続き）

（5）実質的支配者情報

- ・貴社の実質的支配者・株主（Beneficial Owner）の氏名・住所・国籍等の開示。なお、実質支配者が法人である場合、当該法人を支配する自然人まで遡って実質支配者をご回答ください。
- ・法務局に提出した「株主リスト」の写しを添付。
- ・法務局に届出済みの場合は「実質的支配者情報一覧（BO リスト）」の写しを添付。

（6）当社経営への関与方針

- ・当社に対する提案行為又は経営関与（取締役選任、資本提携、事業提携等）の意図の有無。
- ・今後、当社経営方針に関する発言や議案提案を行う予定の有無。

（7）保有目的及び重要提案行為等の有無

- ・2025 年 10 月 27 日提出の付変更報告書 No. 1、保有目的を「純投資」とし、重要提案行為等の欄に「該当事項なし」としている点を当社で確認しております。当社としては、貴社が当社の経営関与目的（例：



受付通番：G01911468000100000 号

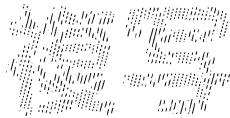
1/2 頁

取締役選任、定款変更、株主提案、議決権行使等)を行う意思がないものと理解してよいか、明確にご回答ください。

(8) 貴社が2025年10月27日に提出された変更報告書No.1に記載の同月20日に行われた当社株式の譲渡について

- ・同変更報告書No.1記載の「市場内」取引とはToSTNeT-1取引を指すのか否か(異なる場合にはその詳細)及び当社株式1株当たりの取引価格並びにその他の取引条件を含む当該譲渡に関する何らかの合意がある場合はその詳細
- ・当該譲渡は株券等保有割合にして15.94%という大量の当社株式の譲渡であったところ、これだけの数量の当社株式をYN企画に売却することになった経緯並びに売却先としてYN企画を選定することになった経緯及びYN企画との通信手段(電話かLINE、Signal等のSNSか等)。当該譲渡に関して第三者が仲介、媒介その他何らかの関与をしている場合にはその詳細も含めて、明確にご回答ください。

以上



差出人 〒276-0020
千葉県八千代市勝田台北一丁目11番16号
株式会社地域新聞社

代表取締役 細谷佳津年

受取人 〒107-0062
東京都港区南青山6丁目2-9
MTM Capital株式会社

代表取締役 嶋田 智樹様

郵便認証司
7.11.18

この郵便物は令和7年11月18日
第13270382230号書留内容証明郵便物
として差し出したことを証明します。
日本郵便株式会社
受付通番: G01911468000100000 号

